

地方税の控除限度額の計算の特例に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	・ ・	法人名	( )
----------------------	--------	-----	-----

法人税の控除限度額 (別表六(二)「16」、別表六の二(二)付表 「13」又は別表六の三「11」)		1	円	期末従業員数 (28の①)	2	人	
事務所又は事業 所の名称	所在地	期末従業員 者数	法人税割の税率		地方税の控除限度額		
			道府県民 税	市町村民 税	道府県民税 (1) × $\frac{① \times ②}{(2)}$	市町村民税 (1) × $\frac{① \times ③}{(2)}$	
			①	②	③	④	⑤
		3	人	%	%	円	円
		4					
		5					
		6					
		7					
		8					
		9					
		10					
		11					
		12					
		13					
		14					
		15					
		16					
		17					
		18					
		19					
		20					
		21					
		22					
		23					
		24					
		25					
		26					
		27					
合	計	28					

別表六(三)付表一 平二十九・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

## 別表六（三）付表一の記載の仕方

1 この明細書は、法人が地方税の控除限度額の計算につき地方税法施行令第9条の7第7項ただし書（道府県民税の控除限度額）又は同令第48条の13第8項ただし書（市町村民税の控除限度額）（同令第57条の2（法人の市町村民税に関する規定の都への準用等）の規定において準用する同令第48条の13第8項ただし書を含みます。）の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、連結法人については、適用を受ける各連結

法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。

2 「法人税の控除限度額1」は、当該内国法人の各事業年度にあつては別表六(二)の「16」の金額を、当該連結法人の各連結事業年度にあつては別表六の二(二)付表の「13」の金額を、当該外国法人の各事業年度にあつては、別表六の三の「11」の金額を記載します。